

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日は、その
日か、その翌日
の翌日)

目 次

◇規 則 敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの

公衆浴場入浴料金の統制額の指定

昭和五十二年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定

都市計画事業の事業計画の変更の認可

建築計画概要書の閲覧場所の一部改正

規 則

敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十一号

敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則

敬老年金助成条例施行規則(昭和四十七年四月鳥取県規則第三十六号)

の一部を次のように改正する。

第四条中「一月、五月及び九月」を「四月、八月及び十一月」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年十月一日から施行する。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十二号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年三月鳥取県
 規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
 第四条第一項中「八千円」を「九千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（以下、「改正後
 の規則」という。）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十二年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けていた者に
 係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかか
 わらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
 基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
 療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
 令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小 松 内 科	鳥取市今町一丁目二三	昭和五十二年六月六日
周 防 内 科 医 院	米子市上後藤字外浜道東 三三四	十二日
永井整形外科医院	米子市上後藤一二四の三	一日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三の一	"
勝部診療所	気高郡青谷町紙屋六一四	"
前川齒科医院	鳥取市湖山町字茶屋西土 居一三七六の六	"
東 薬 局	米子市彦名町四二三三	"
合資会社 川人薬局	米子市茶町二二	"
有限会社 藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇一八	"

鳥取県告示第四百七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す
 る療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたも
 のとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康
 保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第
 三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
合資会社 川入薬局	米子市茶町二二	昭和五十二年六月一日
有限会社 藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇一八	"

鳥取県告示第四百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
合資会社 川入薬局	米子市茶町二二	全国	昭和五十二年六月一日
有限会社 藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇一八	"	"
巨 島 医 院	岩美郡岩美町浦富 一四三六の一	"	五月二十九日

鳥取県告示第四百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
勝 部 収 子	鳥国業第三五一号	昭和五十二年五月十六日

鳥取県告示第四百八十一号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和五十二年七月一日から施行する。

昭和五十一年六月鳥取県告示第四百八十七号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和五十二年六月三十日限り廃止する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区分	大人 (十二歳以上の者)	中人 (六歳以上十二歳未満の者)	小人 (六歳未満の者)	洗髪料 (十二歳以上の者)
統制額	百二十円	六十円	三十円	三十円

鳥取県告示第四百八十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和五十二年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和五十二年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百八十三号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、漁船損害補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出事項	届出事項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名	加入区 の名称	縦覧期間
岩美郡岩美町 大字大羽尾 岡島百合枝	東 東漁業協同組合	昭和五十二年 六月二十一日 から同年七月 五日まで
	漁船損害補償法第百 十三条第一項の申出 の相手方となる漁業 協同組合の名称	縦覧場所
岩美郡岩美町 大字大羽尾 田中 百治		東漁業協同組合

岩美郡岩美町 大字浦富 竹中 秀雄	浦富 浦富漁業協同組合	昭和五十二年 六月二十一日 から同年七月 五日まで	浦富漁業協同組合
岩美郡岩美町 大字浦富 成瀬 定美			
岩美郡岩美町 大字田後 寺岡 正	田後 田後漁業協同組合	昭和五十二年 六月二十一日 から同年七月 五日まで	田後漁業協同組合
岩美郡岩美町 大字田後 浅井 愛蔵			
岩美郡岩美町 大字網代 浜田 光治	網代 網代港漁業協同組合	昭和五十二年 六月二十一日 から同年七月 五日まで	網代港漁業協同組合
岩美郡岩美町 大字網代 浜部 栄			
岩美郡福部村 大字岩戸 谷本 常雄	福部 福部村漁業協同組合	昭和五十二年 六月二十一日 から同年七月 五日まで	福部村漁業協同組合
岩美郡福部村 大字岩戸 小泉 徳松			
鳥取市賀露町 船本 幸作	賀露 賀露漁業協同組合	昭和五十二年 六月二十一日 から同年七月 五日まで	賀露漁業協同組合
鳥取市賀露町 若林 常蔵			

東伯郡泊村大字泊 橋本 謙 岡田 昌義	東伯郡泊村大字泊 橋本 謙 岡田 昌義	東伯郡泊村大字泊 橋本 謙 岡田 昌義	東伯郡泊村大字泊 橋本 謙 岡田 昌義	東伯郡泊村大字泊 橋本 謙 岡田 昌義	東伯郡泊村大字泊 橋本 謙 岡田 昌義
泊	泊	泊	泊	泊	泊
泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合
昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで
泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合	泊村漁業協同組合

東伯郡赤碕町 鎌谷 安次 赤碕 東伯郡赤碕町 赤碕 林原 霧治	東伯郡赤碕町 鎌谷 安次 赤碕 東伯郡赤碕町 赤碕 林原 霧治	東伯郡赤碕町 鎌谷 安次 赤碕 東伯郡赤碕町 赤碕 林原 霧治	東伯郡赤碕町 鎌谷 安次 赤碕 東伯郡赤碕町 赤碕 林原 霧治	東伯郡赤碕町 鎌谷 安次 赤碕 東伯郡赤碕町 赤碕 林原 霧治	東伯郡赤碕町 鎌谷 安次 赤碕 東伯郡赤碕町 赤碕 林原 霧治
赤碕	赤碕	赤碕	赤碕	赤碕	赤碕
赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合
昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで	昭和五十二年六月二十一日から同年七月五日まで
赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合	赤碕町漁業協同組合

鳥取県告示第四百八十四号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を昭和五十二年六月十四日認可

したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百八十五号

昭和五十二年四月二十二日付けで岸本町から申請のあつた土地改良(坂長地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年六月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道(皆生及び内浜処理区)

3 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から昭和五十八年三月三十一日まで

4 事業地

昭和五十年三月鳥取県告示第三百八号の事業地について、米子市皆生字灘端東新田、字村新田、字惠水西新田、字高嶋屋新田、字小バエ、字ウドロ、字ウドロ沖、字砂池沖及び字温泉、安倍字清水尻灘地内で変更し、安倍字廻板西地先の県有地、旗ヶ崎字四軒屋灘地先の県有地及び灘町三丁目地先の県有地を加え、皆生字上野浪新田、字中野浪新田、字下野浪新田、字池口沖、字沖池口、字池口、字沖河端、字東雁座、字西雁座、字沖雁座、字藤九郎新田、字中道西灘端、字北砂池、字灘端野浪新田及び字西灘端野浪新田を削る。

二 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道(青木処理区)

3 事業施行期間

昭和四十八年二月二十七日から昭和五十八年三月三十一日まで

4 事業地

昭和四十八年二月鳥取県告示第百六十号の事業地について、米子市青木字宮ノ前、字青木屋敷、字落田及び字小ガタ地内で変更し、青木字道ノ下、字蓮田並びに福市字屋敷ノ上及び字青木平を加える。

鳥取県告示第四百八十七号

昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十六号(建築計画概要書の閲覧場所について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県土木部建築課

を

鳥取市東町一丁目二百
鳥取県鳥取土木出張

七十一番地
所建築課

に改める。